

これまでの協議において

確認された事項

調整項目一覧表について

調整項目一覧表の決定重要度S及びAの項目については、合併協定項目ごとに整理し、協議会で協議する。

決定重要度B及びCの項目については、町村長会及び会長において調整するものとする。

合併協定項目の選定について

阿蘇中部4町村合併推進協議会の合併協定項目は別紙のとおりとする。ただし、必要に応じ追加・修正できるものとする。

平成14年10月1日確認

協議第一号 合併の方式について

一の宮町、阿蘇町、産山村、波野村を廃し、その区域をもって新しい市(町)を設置する新設合併(対等合併)とする

協議第三号 議員の定数及び任期の取扱いについて

協議議員については、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項の規定を適用し、合併後二年間、引き続き新市(町)の議会の議員として在任する。

平成14年11月19日確認

協議第四号 中小選挙区導入の必要性について

新市(町)においては、公職選挙法第十五条第六項の規定により選挙区を設置するものとする。

協議第五号 三役及び教育長の身の取扱いについて

市(町)長のほか、常勤の特別職として助役・収入役・教育長を置く。

特別職の組織体制、給料・手当等については、類似団体等を調査の上4町村の長で調整し、協議会で別途協議する。

平成14年12月3日確認

協議第二号 合併の期日について

阿蘇中部4町村は、合併により市制施行を目指すものとし、合併の期日は平成十七年三月三十一日までとする。

ただし、国において三万人規模の市となるべき要件の特例が延長されない場合は、別途協議する。

協議第六号 地域審議会について

市町村の合併の特例に関する法律第五条の四に基づく、地域審議会を新市において設置する。

地域審議会については、別紙(案)

のとおりとする。

協議第七号 テレワークセンターの取扱いについて

テレワークセンター業務については現行どおりとする。
テレマーケティング業務については合併後にシステムを統一する。
ホームページについては合併後に統一する。

協議第八号 第三セクターの取扱いについて

第三セクターの取扱いについては現行どおりとし、合併後に統合について検討する。

※付帯決議「条件として各団体の株主、出資者等との意見調整を行う。」

協議第九号 電算システム事業の取扱いについて

電算システム事業については、合併時に新しい電算システムを構築し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。

協議第十一号 病院、診療所(直営)の取扱いについて

各町村既設の病院、診療所は、住民の健康を守るため、新市に引き継ぐ。

平成15年1月7日確認

協議第十二号 新市の事務所設置の方式について

新市の事務所設置方式及び位置については合併協議会委員で構成する小委員会を設置し、検討する。

協議第十三号 選挙区定数について

各選挙区ごとの定数については合併推進協議会委員で構成する小委員会を設置し、検討する。

協議第十四号 地方税の取扱いについて

(1)4町村で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする

ア、個人町村民税の納期については、一の宮町の例による。

イ、固定資産税の納期については、一の宮町及び阿蘇町の例による。

ウ、入湯税の取扱いについては、阿蘇町の例による。

(2)国土調査については新市に引き継ぎ、新市において早急に調査を完了するものとする。

また、基準点の管理についても新市において引き続き事業を実施するものとする。

協議第十七号 広報・広聴関係事業の取扱いについて

(1)広報誌は毎月発行するものとし、形式、部数、委託先及び配布方法については合併までに調整する。

(2)広聴関係事業については、合併後、新市において検討する。

平成15年2月13日確認

